

民生委員 児童委員 主任児童委員は、

皆さんが住みなれた地域で安全に、安心して生活が送れるよう、
それぞれの担当地域でさまざまな活動を行っています。

民生委員・児童委員とは…

高齢者の訪問・見守り活動や、援助を必要とする人の相談に応じ、助言や関係機関と連携・相談しながら適切なサービスを提供するための調整などを行います。また、すべての民生委員は児童福祉法に基づいて、児童委員を兼ねることとなっています。子育てや児童に関する相談活動、よりよい環境づくりなど、関係機関や地域の皆さんとともに幅広い活動をしています。



主任児童委員とは…

児童福祉法に基づいて民生委員・児童委員の中から厚生労働大臣が指名した委員で、児童虐待の防止や学校と連携した支援など、子どもや子育てに関する相談・援助を専門に担当します。



何人くらいいるの？

委員一人ひとりに担当する
区域が定められています。

大都市では、220～440世帯ごとに1人を基準として配置されています。全国では23万人を超える民生委員・児童委員がそれぞれの地域で活動しています。大阪市では、民生委員・児童委員約4,000人、うち主任児童委員約600人が委嘱されています。

Q どんな相談に のってもらえるの？

福祉に 関すること

家族の介護
福祉サービスの
紹介 など

子育てに 関すること

子育てサークルへの参加
児童虐待防止
子育ての悩み
など

生活・健康に 関すること

生活保護の手続き
生活福祉資金
健康・医療
など



Q 相談内容は 秘密にしてもらえるの？

民生委員・児童委員、主任児童委員は、秘密を守る義務が法で決められています（民生委員法第15条）。個別の相談など、活動を通じて知りえた個人の秘密は守られます。この義務は民生委員・児童委員、主任児童委員退任後にも及びます。



ご存じですか？ 民生委員のこと

民生委員 ってどんな人？

民生委員は、「民生委員法」および「児童福祉法」にさだめられ、厚生労働大臣に委嘱されたボランティアとして、地域住民の立場に立って、みなさまの暮らしを支援する人です。

すべての「民生委員」は「児童委員」をかねており、子どもにかかわる相談支援もおこないます。

また、地域には「主任児童委員」という、おもに子どもに関する支援活動をおこなう委員もいます。

一人で悩まず ご相談ください

民生委員・児童委員は、高齢者、障がい者、子育て中の方、経済的に困窮されている方などをはじめ、地域のみなさまのお困りごとの相談に応じています。

一人で悩まず、もよりの民生委員・児童委員にご相談ください。

必要とする サービスをご 紹介します

地域にお住まいのみなさまのご心配ごとなどを解決するために、専門機関や福祉サービスなどをご紹介します。

また、みなさまと行政とのパイプ役や調整役に努めます。

あなたの 秘密を守 ります

民生委員・児童委員には、守秘義務があります。

地域のみなさまから職務遂行上知り得た個人情報は、適切に把握・管理し、プライバシーの保護に配慮した支援活動をおこないます。

民生委員制 度発祥の地 大阪

民生委員制度の前身である「方面委員制度」は、1918年（大正7年）に大阪ではじまり全国に広がった制度です。むかしから、地域住民どうしの助けあいの精神を大切にしてきた、大阪人の心意気は今でも生きています。

これからも、みなさまとともに、安心・安全で住みやすいまちづくりに取り組んでまいります。

あなたがお住まいの地域を担当している民生委員・児童委員を
お知りになりたい場合は、港区民生委員児童委員協議会事務局までお問い合わせください。

港区民生委員児童委員協議会事務局

〒552-8510 大阪市港区市岡1丁目15番25号

港区保健福祉センター内 TEL 6576-9203 FAX 6571-7493